

令和2年5月
丸亀市農業委員会通常総会
議事録

令和2年5月20日開会

丸亀市農業委員会

令和2年 5月 丸亀市農業委員会通常総会 議事録

開催日時 令和2年 5月20日(水) 午前9時～午前9時50分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 13人

農業委員 13人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 6. 鈴木 茂昌 | 12. 平池 收 | 16. 宮岡 里美 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 下川 洋志 | 13. 村山 英臣 | |
| 3. 尾野 弘季 | 9. 久米 彰義 | 14. 大林 伸嘉 | |
| 5. 本田 昌司 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 | |

欠席委員 3人

農業委員 3人

- | |
|-----------|
| 4. 石井 廣喜 |
| 8. 高吉 和博 |
| 10. 岩崎 道彦 |

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

主 任 中山 弘美

副主任 山根 大雅

議事日程

議案

議案第1号 令和元年度事業報告について

議案第2号 令和2年度事業計画（案）について

議案第3号 別段面積（下限面積）について

報告事項

報告第1号 令和2年度丸亀市農業委員会予算について

{令和2年5月丸亀市農業委員会通常総会議事録} 午前9時 開会

●事務局長（小西裕幸君） おはようございます。本日は、令和2年度農業委員会通常総会ということで、朝早くからご参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、委員16名中、出席者は13名、欠席者3名です。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立していますことを報告いたします。それでは、令和2年度丸亀市農業委員会通常総会を開催いたします。開会に当たりまして、松岡会長から、ごあいさつを申し上げます。

●会長（松岡繁君） 皆さんおはようございます。麦が色づいてまいりました。丸亀平野は麦秋の風景といましようか、きれいに麦の色が広がっております。そういうことで、今日は麦刈りとか田植えの準備、また野菜の収穫など、だんだんと忙しくなる時期の総会です。ご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。本来ならば一年に一度の総会でございますから、ぜひ推進委員にもご出席をいただいて、1年間の取り組みの総括を行い、そしてまた、本年度の方針について意思統一していきかけたのですが、新型コロナウイルスの感染防止対策ということで、今回は農業委員だけの総会にしたわけです。なお本日は日頃から、たいへんご指導、また、ご協力をいただいております梶市長さん、また、産業文化部の山地部長さん、横井課長さんにも、来賓としてご出席をいただいております。日頃のご指導も合わせて、感謝を申し上げます、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。さて、食料は人間が生きるためになくてはならない絶対的な必需品です。そして、食料を生産する農業は国の基礎です。しかしながら、食料自給率は37%という、過去最低となり、その自給率を支える人と農地、これも年々減少を続けております。これもひとえに経済効率優先という強い農業、また大規模化等に偏った産業政策の弊害だと私は思っております。だれもが予測しなかった新型コロナウイルスが世界的に蔓延しておりますけれども、国際的にも、いま何が起こるか分からない、そういう時代になっております。そうした中で自国の農業を守っていく、そういうことは私たちの大きな使命でもあると思っております。この辺で何とかしなければならないということで、まずは実態調査を始めるということで取り組みました。委員には一人当たり平均して90戸の調査をお願いしたわけですが、皆さんのご努力で、現在、約80%の調査票が集まっていると聞いております。センサスの調査との競合、またコロナウイルスとの関係などで調査環境も大変だと思いますが、もうあと少しのところまでになっておるところです。皆さんのご苦勞に感謝を申し上げます。今後はこの調査結果を地図上に落としまして、地区での座談会を通じて10年後の人と農地をどうするかという、いわゆる実質的な「人・農地プラン」の作成を目指すこととなります。今後は農林水産課が指導して行うわけですけれ

ども、農林水産課の人員も少ないなかでして、大変だと思います。そういうことで私どもは地域に根差した委員ばかりですので、その力を十分に発揮して、協力をしてまいりたいと思っております。なお地図に落とし込むにしても、大変な労力がかかると思いますので、予算化も必要だと思います。ぜひ市ご当局のご理解・ご協力をお願いしたいと思っております。私たちの任期も残すところ、あと2か月となってまいりました。皆さんの3年間の農業委員会活動に感謝を申し上げまして、開会に当たりましての、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。続きまして、公務多忙の中、ご臨席を賜りました、ご来賓の方々に一言ごあいさつを賜りたいと存じます。丸亀市長、梶正治様、よろしく願いいたします。

●市長（梶正治君） 皆様おはようございます。丸亀市長の梶でございます。お忙しい中にもかかわらず、またコロナウイルスについて気を使う時期にもかかわらず、令和2年度の農業委員会総会ご開催、まことにおめでとうございます。日ごろから、松岡会長を先頭に、先ほどもございました大変な調査等々を含めて、丸亀市の農業を守るためにご活躍をいたしておりまして心から御礼申し上げたいと思います。今、コロナウイルスの感染ということは、もう一度、私たち日本国民にとっては日本の国のあり方を考えさせられる、非常にそういった機会にもなったのではないかと考えています。農業の現状を見ましても、外国に頼る、あるいは、グローバル化ということを進めるという中でこういったことが一旦起これば、成り立たないと、大規模な産地では外国人労働者に頼ってるものですから、その人たちが来ないので生産ができない、あるいは外国からの輸入の農産物等はもう国が出さないと、薬と同様に出さないとというふうに決めてしまえば、もう出せない、出てこないということにもなるわけです。そういった意味では、ほんとうに日本の農業を考えるときに、これまで、政府の方は進めておりますが、グローバル化という、そういったことでは、やっぱりおかしいのではないかとというのが、我々の気持ちだというふうに思います。地域の農業を守っていくためには、農家の人だけに任すということでは、いけない。今回、医療機関をみんなで応援しようというのが、拍手するとか、いろんなことが起こって、あれは医療機関だけではありません。社会を支えるためには、さまざまな、そういった基本的なものが必要なわけです。農業もその1つ。しかも、人間の生存にかかわる一番大事な基本のところではないかと思えます。農業を市民全体が支えると、そういうふうなことを、これからやっぱり、考えていかなければいけない。地元の農産物を食べるとか、あるいは、農業者に対する支援を行う、井手浚いに協力するとか、様々な形でやはり市民の皆様にも訴えていく、そういった機会にもなるのではないかと考えています。農業委員会の新しい全国的な地図システム等々を入れながら、今後、地域の農業が守られるように詰めていきたいと思っております。今後とも、皆様方、ちょうど改選の時期であると聞いておりますけれども、ぜひ引き続き、丸亀市に対しまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご

あいさつとさせていただきます。本日はおめでとうございます。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。続きまして、丸亀市産業文化部からご出席いただいている方々をご紹介します。産業文化部長、山地幸夫様です。

●産業文化部長（山地幸夫君） 皆様、おはようございます。いつも農地パトロール等いろいろとお世話なっております。今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。続いて産業文化部農林水産課課長、横井隆浩様です。

●農林水産課長（横井隆浩君） 農林水産課課長横井でございます。よろしくお願いいたします。ちょうど2年ぶりに、またお世話になることになりました。今後とも、農業委員会とは連携をとりながら、丸亀市の農業発展にがんばっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。以上で、ご来賓の方々のご紹介を終了いたします。ここでご臨席いただきましたご来賓の方々におかれましては、次の公務のため、ここで退席されます。ご了承を賜りたいと存じます。お忙しいところ、ありがとうございます。それでは、会議用の配置にしますので、少々お待ちください。

お待たせしました。それでは議事に移ります。議長につきましては、農業委員会総会会議規則第6条によりまして、会長が議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今、事務局から説明がありましたように総会会議規則により、本日の議事運営は会長が当たるということですので、これよりの議事運営につきましては、私の方で進めさせていただきます。皆様方にはご協力のほど、よろしくお願いいたします。それではお手元の総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。まず議事日程第1「議事録署名委員の選任」についてですが、私の方から指名することに、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは、14番大林伸嘉委員、15番大林孝行のお二人に議事録署名委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。では議事日程第2「議案審議」に入ります。まず、議案第1号「令和元年度事業報告」について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。座って説明いたします。1ページをお開きください。議案第1号「令和元年度事業報告」について、2ページから8ページまで、ポイントを絞って説明いたします。まず、2ページの上段です。（1）農業委員会の構成に関することです。①の委員につきましては、農業関係者による委員が15名、利害関係のない委員が1名の16名となっております。農地利用最適化推進委員につきましては、農業者等からの推薦が30名となっております。③の役員につきましては、会長1名、副会長2名

となっております。続きまして、(2) 農地に関することをご覧ください。まず、①の「総会議案審議・報告」についてです。ア 農地法第3条1項許可申請は農地の売買等の権利移動・設定によるものです。令和元年度は件数66件、筆数123筆、面積79,677㎡でした。前年度と比較しますと、面積が1割ほど減少しております。次に、イ 農地法第4条1項の許可申請につきましては、いわゆる自己転用で件数が件数40件、筆数58筆、面積20,837㎡で前年度と比較をいたしまして、面積が約2割増となっております。その面積のうち、48%が住宅目的、37%が太陽光発電目的、13%が貸駐車場、貸資材置場となっております。続きまして、ウ 農地法5条の許可申請につきましては、所有権や使用貸借権などの権利移動を伴う転用であります。件数144件、筆数292筆、面積156,747㎡で前年と比べて、件数で3割、面積で4割ほど減っております。その面積のうち、51%が商業施設、41%が分譲住宅等を主とする住宅用となっております。次に、エ 許可後の事業計画変更許可申請につきましては、件数20件、筆数104筆、面積60,127㎡で、面積で4割強増加しております。オ 非農地証明願につきましては、件数19件、筆数44筆、面積17,363㎡で、前年度と比べ件数は減少しましたが、筆数が20筆、面積は4倍弱増えております。次に、カ 農用地利用集積計画関係ですが、これは利用権の設定に関する項目です。件数776件、筆数2,206筆、面積1,856,876.64㎡です。前年度より106件、面積で19ヘクタールほど増加しております。キ 農地利用配分計画は、農地機構が受け手農家に貸し付ける際に、配分する計画を農業委員会に意見聴取をするものです。カの集積計画の案件のうち、農地機構を利用する案件が配分計画に載ることになります。令和2年1月からは、集積計画と配分計画が1つになりまして、集積計画のみに反映されるようになっておりますので、配分計画の数値が減っております。ク 競売買受適格証明願は、裁判所等の競売物件となった農地の入札参加者の資格を、農地法に照らして、耕作・転用目的ごとに証明するものです。元年度は、転用目的の申請が4件ありました。シ 農地法第18条6項の通知は、農地の賃貸借に係る合意解約の項目です。ソ 農地法第3条の3第1項届出は、農地を相続等により取得した場合に、その旨の届出が農業委員会に提出されたものです。次に、②諸証明届け出関係についてです。ア 工事完了証明は、転用許可後に事業者からの証明願に基づきまして、申請内容に沿って工事ができているかどうか現地確認を行い、証明するものです。この証明により、農地からの地目変更登記が可能となります。109件ありました。3ページをお開きください。③農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、移転につきましては、基盤法の利用権設定等促進事業のなかで、農用地利用集積計画を決定したものの内訳です。使用貸借が80%を超えております。続きまして、④農地利用状況調査をご覧ください。農地利用状況調査につきましては、農地パトロールを5月から8月にかけて行っていただきました。その結果、荒廃農地の面積は再生可能な農地が34.8ヘクタール、再生が難しい農地が413.9ヘクタールの合計448.7ヘクタールとなり、新規の荒廃農地の増加が5.

1ヘクタール、解消が3.6ヘクタールでした。新規の遊休農地67筆については、農地法第32条の規定に基づきまして、皆様に利用意向調査を行っていただきました。農地機構利用希望が3件ほどありましたので、農地機構の方に繋ぎました。また自分で耕作する等の回答いただいた方につきましては、委員の方等に継続して現地確認、指導していただいております。オ 雑草苦情等、遊休農地の指導等につきましては、文書等による指導は118件、210筆、141,672㎡でした。件数といたしましては、前年の1.5倍と増えております。(2)農政に関することです。①総会等開催状況につきましては、総会・役員会を初め、毎月の定例農業委員会、農家相談会、また、事業計画の中で実施した農政活動等について、月別に取りまとめたものであります。4ページをご覧ください。②総会の議案審議・報告事項についてであります。昨年5月20日の通常総会では、平成30年度事業報告、令和元年度事業計画(案)及び別段面積(下限面積)の設定等についてご審議をいただきました。4ページ下段から5ページをご覧ください。次に、③定例総会議案審議・主な報告事項についてであります。定例総会は、毎月1回、年間12回開催いたしまして、委員全員で構成されますことから、農業施策・事業や、広く農政上の課題等について検討・協議をいただきました。ただし、令和2年3月の定例総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、農業委員のみの総会としております。次に5ページになります。④農業者意見交換についてをご覧ください。元年度につきましては土器地区、岡田地区、栗熊地区、垂水地区の4地区におきまして、農業者意見交換会を行い、農業振興地域のアンケートの結果報告や普及センターからの県の状況の報告、それから地域の農地利用者や担い手の現状報告をいただき、今後農地をどのように守るかについて、普及センターや農地機構、農林水産課など関係機関からも意見をもらいながら話し合いを行いました。6ページになります。⑤要望・建議活動、委員会活動の周知等についてをご覧ください。「国への農業政策等の要請」につきましては、農業委員会が農業者・農業の公的代表機関であることから、全国農業委員会系統組織とともに、要請決議を行いまして、国会へ陳情する農政活動の一環で行うものであります。(1)農業委員会会長大会につきましては、5月27日に開催され、食料・農業・農村政策の強化に向けての政策提案決議など、5つの事項が決議・決定されました。大会終了後、議員会館に赴き直接、国会議員への要請を行っております。(2)会長代表者集会は、11月28日に開催され、「地域の農業を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する申し合わせ決議などを3つの事項が決議されました。「行政庁へ農業政策に関する意見書を提出」につきましては、これは、農業者の意見や要望等を県知事、市長等の行政庁へ意見書を提出するものであります。令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する改善意見につきましては、昨年の7月24日に担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、農業への新規参入等の促進など3つの項目について皆様にご意見をいただき、県へ要望それから意見等を提出しています。丸亀市の農業政策に関しましては、10月1日、市長及び市議会議

長に、県知事と同様の意見書の提出をいたし、回答をいただいて、4月総会で報告しています。農業委員会だよりの発行につきましては、第16号を1月に約5,000部を発送いたしました。掲載内容は、農地等利用の改善意見書、新委員の推薦募集について、視察研修報告、農地の適正管理についてなどとなっております。7ページをご覧ください。⑥実質的な「人・農地プラン」の作成に向けた「農地利用の意向に関するアンケート調査」の実施についてです。こちらにつきましては、別紙で、農林水産課が作成しました「人・農地プラン」の作成に向けた工程表（A4横1枚もの）がありますので、一緒にご覧ください。皆さんにご苦勞いただいて、調査しておりますアンケート調査ですけれど、3月末の時点では回収率が3割ほどでしたが、5月15日現在では78%となっております。今後、市外の方や法人等にも調査を予定しており、回答いただいた結果を集約し、農林水産課に引き継ぎ、耕作予定年数で色分けた地番図等の作成による資料を基に、地域で担い手を誰にするか、今後の管理をどのようにするかなど、「人・農地プラン」の計画作成に向けた話し合いを予定しておりますので、委員の皆様もご協力をお願いいたします。⑦「委員研修・講演会等への参加」の枠内をご覧ください。記載の各種委員研修会・講習会に参加いたしました。8月6日には、令和元年度さぬきの米・麦づくり研修大会に参加いたしました。「委員県外視察研修」につきましては、11月6日に、視察テーマを「荒廃農地再生」、それから「雑草管理の軽減」に設定いたしまして、岡山県総社市のコアテック株式会社、岡山県美作市の農事組合法人赤田當農センターで研修を行いました。こちらの赤田當農センターで国や県の補助金を有効利用して、荒廃農地を再生し、農業従事者にも安定した給料を支払うといった参考になる研修でありました。今後は、もっと参加者が増えるよう、研修項目の選択を考えていこうと思います。次に、⑧全国農業新聞の普及推進活動につきましては、新規購読者確保に努めていただいておりますが、3月末で106部ということでありました。最後に、⑨農業者年金業務及び加入推進活動についてです。委員の皆様には、年金制度の周知・加入促進に努めていただいておりますが、内容につきましては、記載のとおりです。以上、議案第1号令和元年度事業報告について、ご審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案第1号の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第1号を原案どおり承認することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議なしと認め、議案1号は、原案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第2号「令和2年度事業計画（案）」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

●事務局長（小西裕幸君） それでは、議案第2号「令和2年度事業計画（案）」について説明をいたします。議案書の10ページをお開きください。1番、令和2年度事業方針についてであります。要約いたしますと、現在はコロナウイルスの世界的な蔓延によりまして、国民生活の不安定化に関連して、農産物価格の低迷や食料流通の不透明化による不安に襲われております。食料自給率を高め、他国に依存しない農業政策への転換は急務であります。また、高齢化や後継者不足により、農業従事者が減少し、農業生産基盤が脆弱化しています。国が進めます「農業の成長産業化」、「攻めの農業」は香川県のような経営規模の小さな農業では恩恵は限られております。米の直接支払い制度の廃止など、農家の所得改善は難しい状況が続いております。このような難しい状況であります。農業委員会といたしまして、農地法に基づく業務を適切に行い、遊休農地の発生の防止や解消に努め、農地機構など関連機関との連携を行い、農地の集積・集約化を進め、新規就農者を支援し、農地利用の最適化に努めてまいります。また、今年が改選の年ですが、現在の農地パトロールや「人・農地プラン」の計画作成のための調査など、新委員にも引継ぎ、農業農村の持続的発展に繋がります、との内容です。続きまして、11ページをご覧ください。2番、事業内容について説明いたします。（1）各会議の開催等につきましては、毎月定例会、5月に通常総会を開催いたします。役員会は通常総会等の開催前に行います。（2）農地関係事業について説明いたします。①農地法関係申請等処理業務につきましては、ア 農地法第3条申請につきましては、審査基準等に基づき、適正な審査を行います。イ 農地法第4条及び第5条申請につきましては、適正な審査のうえ、県へ進達いたします。ウ 農地法第18条第6項の通知は、適正に台帳等の整備、それから管理を行います。エ 非農地証明等の諸証明及び農地法に基づく届け出等につきましては、適正・迅速に処理いたします。②農地中間管理法関係業務につきましては、農地中間管理事業の適正な処理を農林水産課及び農地集積専門員と協力して行います。③農地の利用関係調整業務につきましては、ア 農地移動適正化あっせん基準に基づき、農用地の売買・賃貸借等のあっせんを行います。イ 利用権設定につきましては、市の基本構想に沿って、農用地利用集積計画を決定いたします。ウ 農地中間管理事業に関する配分計画を審議いたします。農地の利用関係をめぐる紛争について、和解・仲介を行います。④農地の集積その他農地等の効率的な利用促進に関する業務については、ア 「人・農地プラン」において、経営規模拡大等の意欲・能力がある農業経営体に対し、農地の集積、有効利用に向けた取り組みを行います。イ 新規就農者を支援いたします。⑤無断転用防止の啓発、無断転用対策といたしまして、農地パトロールや違反転用に係る啓発・広報活動を行います。続きまして（3）農政関係事業です。①農地利用最適化に関する意見の提出、要望活動等の実施につきましては、ア 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を関係行政機関に提出いたします。イ 全国農業委員会会長大会も含め、農業施策についての要請活動に参加いたします。ウ 定例農家相談会を毎月行います。②各農政施策・制度等の検討・協議に

ついてであります。農業に関する国・県・市の施策・計画、事業等の周知を行い、農業諸問題を検討・協議してまいります。③農業者、土地改良組織等との座談会、意見交換会の実施であります。農業・農村の実態把握と「人・農地プラン」の作成の必要性について、各地区で工夫した座談会を行います。④食と農に関する広報活動の実施です。食を支える農業・農村の大切さを国民全体で共有できるよう広報活動を行います。⑤業務の適正執行の徹底と情報公開の推進については、会議等における議事録の作成・公表等、透明性の向上、公平性・公正性の確保に努めます。委員自らの活動目標を設定し、実践いたします。農業委員会として計画の策定及び活動の強化を図ります。農地に関する情報を広く一般市民にも周知するため、市ホームページ等により、情報を発信します。⑥農地基本台帳の整備充実につきましては、農地基本台帳の充実を図り、農地情報公開システムの有効利用を図ります。⑦農業委員研修への参加につきましては、県・農業会議等の農業委員研修への参加及び先進地視察を実施いたします。⑧全国農業新聞の普及推進につきましては、全国農業新聞の新規の購読推進を進めます。13ページになります。⑨農業者年金加入推進につきましては、農業者年金制度の周知及び加入促進に努めます。次に、3番、重点対策事業についてです。ここでは、「農地利用の最適化の推進」を重点事業としています。①調査・指導活動の実施では、農地パトロール（農地利用状況調査）により現況把握を行いまして、再生利用可能農地については、利用意向調査を実施いたします。自作をしない場合は、農地中間管理事業等の活用に繋がります。周囲に及ぼす影響の大きい遊休農地、解消の可能性が高い農地から優先的に取り組みます。農業委員、農地利用最適化推進委員各自の解消目標を明確に定め、その達成に向けて取り組むことを記載しています。②知識や情報の習得についてであります。農業委員の業務、農地法等の知識を深めてもらうため、学習会等を開催いたします。③香川県農地機構との連携です。農業振興地区以外も農地機構の事業対象となったことを踏まえ、さらに利用の推進を図ります。④担い手確保に向けた支援活動です。担い手、後継者の掘り起こしは、地域毎に農業委員が情報収集し、確保に努めます。また、集落営農組織の法人化に向けた取り組みを支援いたします。⑤広報・啓発活動です。市広報紙に農業委員会だより等で、遊休農地の解消等に向けた理解・協力を求めます。⑥は、農地基本台帳の整備についてであります。次に14ページになります。4番、年間活動スケジュールについてです。農家相談会は毎月、役員会は随時開催いたします。定例総会につきましては、かつこ書きの日程を予定しております。7月と9月に「農地利用最適化に関する意見」を提出予定であります。今年も委員の皆さんにご意見・ご要望をいただく予定であります。11月には、県外先進地視察研修を予定しています。また、右の端の縦の行には、農地パトロール、利用意向調査の活動予定について載せています。以上で、令和2年度の事業計画（案）についての説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第2号の説明が終わりました。議案書につきましては、事前に送付してました

ので、十分ご覧いただいたと思います。事務局から説明いたしました、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 特に無いようですので、議案第2号は原案どおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。承認されましたので、(案)を消してください。最後に、議案第3号「別段面積(下限面積)の見直し」についてを議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

●事務局長(小西裕幸君) 議案第3号の別段面積(下限面積)について、議案書16ページをお開きください。まず、下限面積とは、農地法の許可要件の一つとして規定されているもので、農地の権利を取得するには、一定規模以上の農地経営面積を持っていないとしないとするものです。これは1の説明にもありますとおり、経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるためです。許可後の経営面積が都道府県では50アール以上にならないと許可できないとされております。また、農業委員会は、「農業委員会の適正な事務実施について」の農林水産省通知に基づきまして、毎年、下限面積の設定または修正を検討いたしまして、その結果を市のホームページ等で公表することとなっております。本市農業委員会では、平成25年度に、島しょ部を除く地域で40アールから30アールに引き下げ、それ以後も農水省通知に従って、毎年検討を行っております。そこで、今年度も下限面積の維持又は変更につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。16ページの3番、面積設定の判断基準の項目には、下限面積を設定する基準が示されております。法定の50アールでは地域の実情に適さないと判断される場合には、1項基準を使います。こちらの方のポイントは、③の「設定面積は、設定区域内で耕作に供している者の数が、当該設定区域内で耕作に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないこと」、つまり「おおむね」4割の方が耕作している面積を基準にするということになっています。次に17ページをご覧ください。2項基準とは、島しょ部のように、高齢化等により農地の遊休化が深刻な状況で、特に新規就農等を促進しなければならない場合です。丸亀市では10アールに設定しております。次に4番、設定方法につきましては農林業センサスの統計数値を活用する場合と農地基本台帳を活用する場合と2通りの方法があります。そこで見直しの参考資料といたしまして、用意いたしましたがお手元の「議案第3号資料」です。簡単に、資料の見方を説明いたします。1ページの「資料データ1」の「農家経営面積集計表」につきましては、農家所在別に、大きく5つに分けたものであります。ここでは、平均経営面積が、おおむね、旧丸亀が3反、綾歌が6反弱、飯山が5反5畝であることがわかります。2ページの「資料デー

タ2」の「農地基本台帳保有データに基づく経営面積10アール刻みの農家数」の表であります。こちらにつきましては、農業委員会の台帳を基に算出したものであります。見方といたしましては、経営規模面積10アール刻みで区分し、各該当する農家数を把握した上で、設定する面積区分の類型農家数が全体の何割を占めるかを表したものであります。そこで一番下の、丸亀市全体の欄をご覧ください。経営規模30アールの欄ですが、30アール未満の累計割合は全体の61.1%、その左側の20アールでも50.9%あります。ただし、上の綾歌町のところを見ていただきますと、30アールの欄が40%台であります。つまり30アールが、「おおむね」4割の人が耕作している面積になります。先ほどの面積制定の判断基準の1項の判断基準③に綾歌はこの30アールのところが該当するということになります。また、余りこの下限面積を小さくいたしますと、農地の所有権移転が小面積で行えることとなりますので、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行うことが難しくなる可能性があります。そのほか、参考までに「資料データ3」の「町別・経営規模別農家数」、「資料データ第4」の「農家所在別経営田畑面積表」を添付しております。最後に9ページですけれど、今年の4月1日現在の「香川県内各市町別段面積の設定状況」です。以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第3号の説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。それでは、ただ今から、議案第3号「別段面積（下限面積）の見直し」について、採決を行います。「丸亀市の農地等の権利移動の制限に関して、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第1項の規定に基づき、陸地部の別段面積（下限面積）30アールとし、また、島しょ部については、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、10アールとし、変更は行わない」このことにつきまして、賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第3号「別段面積（下限面積）」について、農地法第3条第2項第5号に定める別段面積（下限面積）は変更せず、陸地部は30アール、また、島しょ部においては、10アールといたします。なお、先ほどの事務局の説明にもありましたとおり、この結果につきましては、市農業委員会のホームページで公表をいたします。以上で議案1号から3号までの審議は終わりました。続きまして、お手元の資料等によりまして報告事項に移ります。報告第1号について、一括して事務局から説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。総会議案書の18ページをご覧ください。報告第1号「令和2年度丸亀市農業委員会予算」について、簡単に説明いたします。農業委員会の事業予算につきましては、3,246万4千円で、前年比93万3千円の増となっております。増額理由といたしまして、7月に役員改選

を控え、帽子や腕章、研修テキストなど、新委員のための準備物の予算が増えたのと、臨時職員の賃金が、国の指導によりまして会計年度任用職員と名称が変更になり、内容的にも少し改善されたことによります。また減額といたしまして、中讃広域行政事務組合への負担金41万4千円の減、需用費の精査による減となっております。詳細は表の右端の「主な事業の内容」をご覧ください。以上で農業委員会に関する令和2年度予算の概要説明を終わります。ご審議、お願いいたします。

●会長（松岡繁君） 報告事項の説明は終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、これもちまして、すべての議事が終了いたしました。皆さんの御協力により総会がつかなく、終了しましたことを厚くお礼を申し上げます。以上もちまして、令和2年度丸亀市農業委員会通常総会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。お疲れ様でした。この後、定例総会を行います。10時に開始したいのですが、よろしいでしょうか。それでは、10時開始ということでお願いします。

（9時50分閉会）